

福岡県公報

平成二十五年八月十六日
第三千五百二十二号
増刊
①

目次

訓令(第九号)

○福岡県公印規程の一部を改正する訓令

(行政経営企画課) ……………

訓令

福岡県訓令第九号

福岡県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年八月十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県公印規程の一部を改正する訓令

福岡県公印規程(昭和四十年四月福岡県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十六の項を次のように改める。

二十六	福岡県総務部次長印	26	てん書	方二十六	地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条第九項の規定による協定	人事課長
-----	-----------	----	-----	------	---	------

別表第二中

附則

26 削除
を
26

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県
総務部
次長印

に改める。